

はじめに

堺市では、2013年（平成25年）3月に、2013年度（平成25年度）から2017年度（平成29年度）までの5年間を計画期間とし、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である「配偶者からの暴力」いわゆるドメスティック・バイオレンス（DV）の防止と、被害者の保護・自立支援に関する施策を総合的に推進するための指針として、「堺市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（DV防止基本計画）」を策定しました。

本計画では、DVを防止し、被害者が適切な保護や支援を受け、自立し安心した暮らしができる社会をめざすとともに、この計画に基づく諸施策を推進することを通じて、市民一人ひとりが、DVは身近にある重大な人権侵害であることをよく理解し、暴力による支配関係ではなく人権意識に根差す相互尊重及び相互信頼による関係を構築できる「配偶者からの暴力（DV）を許さない社会」をめざすことを目標として掲げ、5つの基本的方向（基本目標）を取り組んでいるところです。

本書は、「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」第11条の「男女平等推進施策の実施状況等について、年次報告を作成し、これを公表する」とした規定により、2014年度（平成26年度）の事業の実施状況について、年次報告として明らかにしたものです。

※5つの基本的方向（基本目標）とは・・・

- 基本目標1 DVを許さない意識づくりの推進
- 基本目標2 安心して相談できる体制の整備
- 基本目標3 被害者の安全確保の徹底
- 基本目標4 被害者の自立支援と生活再建の支援
- 基本目標5 推進体制の充実